

# 令和8年度徳島県立三好病院経営改善実行支援業務仕様書

## 1 目的

本県では、徳島県立病院（中央病院、三好病院、海部病院）（以下「県立病院」という。）が将来にわたり県民に良質な医療を持続的に提供できるよう、経営改善を進めていくに当たり、その目標等を定めた「徳島県立病院経営改善方針」（以下「経営改善方針」という。）を策定し、職員一丸となって経営改善に取り組んでいるところ。

当業務は、県立病院のうち「三好病院」において、専門的な知識や技術、経験を有する事業者からの「現場での実行支援」を伴走型で受けることにより、経営改善方針のうち、特に「増収に向けた取組」を確実に実行することを目的として実施する。

## 2 委託業務名

令和8年度徳島県立三好病院経営改善実行支援業務

## 3 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

## 4 業務場所

三好病院（三好市池田町シマ815-2）、その他本業務の履行に必要と考えられる場所

## 5 業務内容

### (1) 現場における増収に向けた取組の伴走支援

定期的な病院訪問を行い、三好病院の職員（医師、看護師、技術職、事務職など）（以下「病院職員」という。）とともに、「増収に向けた取組」を現場（三好病院）で実行する「伴走支援」を行う。

また、訪問時以外においても、オンラインでの連絡・協議手段を常時確保し、病院職員との円滑な情報共有および進捗管理（連絡調整業務）が行える体制を構築・維持すること。

伴走支援に当たっては、院内ヒアリング等を通じて、三好病院の現状把握や課題把握を行い、三好病院に合った形での支援を行うこと。なお、下記（2）～（6）を令和8年9月から実施できるように、院内ヒアリング等の時期等を調整すること。

### (2) 診療報酬加算の取得・維持に向けた「分析」「対策の提案」「院内調整業務」

病院職員と協働して、診療報酬加算の取得・維持に向けた分析、課題に対する対策の提案及び院内調整業務を行う。

具体的には、加算取得のための多職種と連携した運用方針構築や、ベッドコントロールの運用支援、看護必要度の確保に向けた分析・対策支援、DPC関連業務における増収対策・運用支援、これらの業務に付随する院内調整を実施すること。

### (3) 現行診療における「未算定項目の取得」と過去レセプトの査定傾向分析による「査定減防止」

現行診療における「算定要件の確認」及び「運用フローの検証」を行い、未算定項目のうち、取得可能な項目の抽出・分析を行った上で、病院職員が行う診療報酬の届け出を支援する。

また、「過去のレセプトデータ」や「査定・返戻事例」の分析を行い、三好病院における査定・減点の要因と傾向を特定した上で、その分析結果を踏まえて、「継続的な再発防止策」の構築と院内定着を支援する。

さらに、未算定項目の取得及び査定減防止に向けた是正策（算定ルールの見直し、チェック体制の強化等）を策定し、病院職員への周知・定着化を行う。

#### **(4) 現場（三好病院）におけるフォローアップ等**

上記（2）～（3）について、病院職員が確実に実行することができるよう、適宜フォローアップする。

また、増収の進捗状況を可視化した上で、遅れが生じている項目や成果が悪い項目があれば、改善策を講じるなど、確実な増収の達成を支援する。

#### **(5) 職員の意識改革の支援**

病院職員に対して、将来的かつ自立的に経営改善を継続する意識を醸成するため、「改善意識の浸透」や「数字を意識した行動の定着」に向けた施策を企画・提案し、現場において、その施策を実施する。

また、各取組内容の実施に当たっても、病院職員の意識醸成及びその定着につながるような工夫を凝らしながら、伴走支援を行うこと。

#### **(6) 中長期的な視点による改善方策の検討、提案**

上記（1）～（5）の取組を踏まえ、三好病院が現実的に実行することができる「中長期的な視点からの経営改善策」を検討し、提案すること。なお、経営改善策の検討に当たっては、県病院局や三好病院とのヒアリング等を通じて、検討項目を決定すること。

### **6 業務実施体制**

- (1) 受託者は、本業務を遂行するために、医療政策及び病院経営について相当な知識や技術、経験を十分に有しているとともに、経営改善に関する企画提案、現場参加、現場職員への適切なアプローチを実施できる力量を持つ人材を配置すること。
- (2) 受託者は、本業務の遂行に当たって、県と十分な連絡を保ち、適宜、指示及び承諾を受けること。

### **7 業務計画書の提出**

- (1) 受託者は、契約締結後、7日以内に業務計画書に関する書類を作成の上、県に提出し、承認を得ること。
- (2) 業務計画書には、次の事項を記載すること。
  - ①業務遂行方針
  - ②業務工程表
  - ③業務実施体制（統括責任者、現場担当者等の配置を含む。）
  - ④その他必要とする事項
- (3) 前項に定める事項の記載内容に追加又は変更が生じた場合は、速やかに県に文書で提出し、承諾を得ること。

### **8 県から提供する資料**

- (1) 徳島県立病院経営改善方針
- (2) その他本業務の実施において必要と考えられる資料

## **9 成果物**

本業務の成果物は、次のとおりとする。なお、成果物は、紙媒体（製本1部）及び電子媒体（メール）により提出すること。

- (1) 業務に係る報告書（※なお、報告書内には、本業務を通じて増収につながった金額や内容等についても明記すること）
- (2) 議事録及び本業務において作成した資料等

## **10 その他**

- (1) 本業務の履行に必要な旅費、機材、消耗品等は全て受託者の負担とすること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、本仕様書に定めるもののほか、関係法令及び関連計画、基準等を適切に反映遵守し実施すること。
- (3) 定めのない事項又は疑義等が生じた場合は、県と受託者が協議の上、決定すること。